

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月27日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第4号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、第24号を削り、第25号を第23号とし、第26号を第24号とし、第27号を第25号とし、同号の次に次の2号を加える。

(26) 一般社団法人京都知恵産業創造の森

(27) 公益財団法人日本下水道新技術機構

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)